

# 中野市耐震改修促進計画の概要

## ○ 計画の目的等

### 【目的】

市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

### 【位置づけ】

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づき、国による基本方針、長野県の耐震改修促進計画を踏まえ策定され、平成28年3月、平成25年の耐震改修促進法の改正、長野県の耐震改修促進計画（第2期）策定に伴い改正を行いました。

また、本市における他の計画（第2次中野市総合計画、中野市地域防災計画及び中野市都市計画マスタープラン）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に進めることとします。

### 【計画期間】

平成20年度から平成32年度までの13年間

### 【平成28年3月改正の概要】

- ・計画期間を5年間延長しました。
- ・計画の目標値とする主な建築物の平成32年度末の耐震化率について、「住宅」は90%、「多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物」は98%、「市有施設のうち災害拠点施設等」は98%、市営住宅は100%として耐震化に取り組みます。
- ・耐震診断、耐震改修の補助制度について一部拡充を行いました。  
(木造在来工法以外の耐震診断、耐震改修を目的とした建替え補助、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断)

## ○ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

国の基本方針及び長野県耐震改修促進計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、住宅、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(※1)、災害拠点施設等(※2)及び市営住宅について、平成32年度における耐震化率(※3)の目標を以下のとおりとします。

### ・住宅

■策定時 総数 14,110戸 耐震化率 69.5%	⇒	■現状 総数 14,990戸 耐震化率 73.8%	⇒	■目標（平成32年度） 総数 14,400戸 耐震化率 90% 1,040戸の耐震化が必要と推計 市営住宅は耐震化率100%
----------------------------------	---	---------------------------------	---	--

### ・多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

■策定時 総数 81棟 耐震化率 84.0%	⇒	■現状 総数 90棟 耐震化率 94.4%	⇒	■目標（平成32年度） 総数 91棟 耐震化率 98% 4棟の耐震化が必要と推計
------------------------------	---	-----------------------------	---	---

### ・災害拠点施設等

■策定時 総数 77棟 耐震化率 80.5%	⇒	■現状 総数 73棟 耐震化率 94.5%	⇒	■目標（平成32年度） 耐震化率 98% 3棟の耐震化が必要
------------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------------------

(※1) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物：

特定の用途かつ一定規模以上の建築物で、耐震改修促進法第14条に規定する建築物です。

(例：延べ面積1,000㎡以上かつ3階以上の病院・ホテルなど)

(※2) 災害拠点施設等：災害時に拠点となる市有施設及び市有の多数の者が利用する施設で、耐震改修促進法第14条の用途及び規模に該当する施設です。

(※3) 耐震化率：対象住宅（建築物）の総数に耐震性を満たす戸数（棟数）の割合

## ○ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る為の施策

【耐震化の推進に向けた役割分担】

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、住宅や建築物の所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

【住宅・建築物の耐震化推進に関する支援事業】

■ 住宅、避難施設、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断等に対し補助を行います。

### 住宅に関する支援

区分	耐震診断		耐震改修工事
対象建築物	昭和56年5月31日以前建築の住宅		昭和56年5月31日以前建築の住宅
	木造戸建て	木造戸建て以外	
助成内容	耐震診断士を派遣（無料）	耐震診断に要する経費の一部に助成	耐震改修（補強及び現地建替え）工事に要する経費の一部に助成（上限：経費の1/2かつ60万円以内）
補助率	国：1/2 県：1/4 市：1/4	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3	国：11.50% 県：19.25% 市：19.25% 所有者：50.0%

### 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物に関する支援

区分	耐震診断
対象建築物	昭和56年以前の特定既存耐震不適格建築物
助成内容	耐震診断に要する経費の一部に助成
対象経費の上限	1.03～2.06千円/㎡
補助率	国：1/3 県：1/6 市：1/6 所有者：1/3

【安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備】

- ・ 広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。
- ・ 耐震改修等に関する相談窓口の設けることとします。

【地震時の建築物の総合的な安全対策】

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

- ・ ブロック塀等の転倒防止
- ・ ガラス・天井の落下防止
- ・ エレベーターの閉じこめ防止
- ・ その他建築設備などの安全対策

## ○ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

- ・ 地震ハザードマップの作成（検討）
- ・ 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ・ パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催
- ・ リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・ 区長会等との連携及び取組み支援
- ・ 耐震改修促進税制等の周知

## ○ 法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- ・ 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等の実施に関して、所管行政庁（長野県）と連携して対応します。
- ・ 建築基準法に基づく、特定建築物の所有者に対し、同法に基づく勧告又は命令等の実施に関して、特定行政庁（長野県）と連携して対応します。